事　 務　 連 　絡

令和４年１月１８日

各都道府県建設業協会事務局長　殿

一般社団法人　全国建設業協会

専務理事　　山　崎　篤　男

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

　厚生労働省より事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和４年１月５日（令和４年１月14日一部改正）が発出されたことを受けて国土交通省から別添のとおり周知依頼がありました。

感染が急拡大し、医療現場のひっ迫状況が想定される場合等においては、自治体の判断において、①医療従事者に限らず、オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間について、従来の14日間から10日間に短縮すること、② ①の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者については、更なる期間の短縮が認められることが示され、これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知・ご協力方よろしくお願いいたします。

また、上記事務連絡の内容につき、「感染症対策に関する技術的な観点から質問がある場合には、当該質問内容を様式に記載の上、１月１９日（水）１２時までにご連絡を」とありますが、日程がないことから、特段何かあれば取り急ぎ全建事務局（総務部：関澤宛）に直接ご連絡をお願いいたします。

以　上